

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第177回豊島区都市計画審議会
事務局（担当課）		都市整備部都市計画課
開催日時		平成29年7月24日 月曜日 15時00分～17時00分
開催場所		豊島区役所9階 第一委員会室
議 題		<u>議案1</u> 東京都市計画地区計画の変更について （南池袋二・四丁目地区） <u>報告1</u> 都市づくりのグランドデザイン（素案）について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 1人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	委 員	中林一樹 中川義英 小泉秀樹 長倉真寿美 平賀達也 駒井清二 長島眞 外山克己 高橋直人 竹下ひろみ 中島義春 高橋佳代子 渡辺くみ子 森とおる 山口菊子 藤本きんじ
	出席者	その他 都市整備部長 地域まちづくり担当部長 土木担当部長 都市計画課長 事務局 都市計画課都市計画担当係長（都市計画） 同主任主事 同主事

(開会 午後3時03分)

都市計画課長 それでは、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、会長より開会をお願いいたします。

会長 それでは、第177回豊島区都市計画審議会を開会いたします。

議事日程に従って進行してまいりたいと思います。

まず、委員の出欠について事務局よりお願いいたします。

都市計画課長 まず、役員の変更による委員の交代につきまして、ご報告させていただきたいと思います。

東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長の駒井清二様でございます。任期につきましては、豊島区都市計画審議会条例第4条第1項に基づきまして、前任者の残任期間でございます平成30年3月31日までとなっております。

委嘱状につきましては、大変恐縮ではございますが、机上に配付させていただいております。

続きまして、出欠につきましては、野口委員、白井委員、山口利昭委員、委員、岡谷委員より、ご欠席のご連絡をいただいております。また、委員より、おくれて来られる旨の連絡をいただいております。

なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区都市計画審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしております。

会長 ありがとうございます。定足数を満たしているということでございます。

続きまして、議事について事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 本日の議事でございますけれども、「東京都市計画地区計画の変更について(南池袋二・四丁目地区)」の付議と、それから「都市づくりのランドデザイン(素案)について」の報告の合計2件でございます。

早速ではございますが、付議案件につきまして、区長より会長へ付議文をお渡しいたします。

なお、委員の皆様には、付議文の写しを机上配付させていただいております。

それでは、区長、よろしくをお願いいたします。

区長 平成29年7月24日、豊島区都市計画審議会会長、中林一樹様、豊島区長、

高野之夫。

議第61号、東京都市計画地区計画の変更について。都市計画の種類及び名称、東京都市計画地区計画豊島区決定（南池袋二丁目・四丁目地区）。

以上、付議1件でございます。

続きまして、議第61号、平成29年7月24日、豊島区都市計画審議会会長、中林一樹様、豊島区長、高野之夫。

東京都市計画地区計画の変更について、付議。上記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により下記のとおり付議をいたします。

記1、都市計画の種類及び名称、東京都市計画地区計画豊島区決定（南池袋二・四丁目地区計画）。

添付書類。1、計画書。2、総括図。3、計画図。4、理由書。

3、備考、東京都知事協議の要否。

以上です。

どうぞよろしく願います。

会長 承りました。

都市計画課長 引き続きまして、区長よりご挨拶を申し上げます。よろしく願います。

区長 本日は大変お忙しい中、お時間をいただきまして、第177回の豊島区都市計画審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。開催に当たり、ご挨拶をさせていただきます。

まず、まちづくりのトピックスでありますけど、本年5月、これから大きく変わろうとしている池袋駅周辺のまちづくりに向け、まちづくりの骨となる基盤の方針について中間まとめを公表いたしました。

今から2年前、平成27年7月には特定都市再生緊急整備地域の指定、昨年平成28年7月には、まちづくりの考え方、取り組み方などを池袋駅周辺地域のまちづくりに関する全ての方々にとっての共通の指針となります「池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン」を策定いたしました。それに続く基盤方針は、ガイドラインを具体化し、官民の活力を引き出す起爆剤になるものでありまして、今後、ブラッシュアップを重ねて、本年度末には、この方針を策定したいと考えております。

区では、国際アート・カルチャー都市構想の実現のため、新たな挑戦と

いたしまして、これまでの公園の概念を大きく見直しながら、他に類のない大胆な発想で、今、池袋西口公園、駅前でありますけど、劇場化に取り組んでいるわけでございます。

午前中、私もお隣の東京芸術劇場の舞台監督であります野田秀樹さんにお時間をいただきまして、いろいろなご意見をいただいております。今、プロポーザルにて設計者を選定中でありまして、8月上旬には契約を行いたいと思っているわけでございます。

また、池袋西口駅前広場に面する区域では、平成27年度に準備組合が設立をされまして、来年度の都市計画決定に向けて調整であると聞いております。

この再開発事業によって池袋西口のまちがかつてない規模で大きく変貌することは間違いないと思っているわけでありまして。先ほどお話ししたように、先陣を切って、この公園の劇場化を実現するということは、今までの文化・芸術、そして、新たに生まれるまちのにぎわいを再開発後の池袋西口地区全体につなげていく出発点となる事業であると認識しているわけでございます。

また、そのほか、いろんな部分でまち全体が大きく変わりつつあるわけでございまして、どうか、これからも都市計画審議会等々でいろいろなご意見も賜りながら、新しいまちづくりを着実に一步一步進めてまいりたいと考えているわけでありまして。

本日の議題は、付議1件、報告1件でございます。委員の皆様方には、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の区長としての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画課長 区長におかれましては、この後、公務のため、退出させていただきます。よろしくお願いいたします。

区長 すみません。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(区 長 退 席)

会長 それでは、次に、本日、傍聴希望者がおられるか、事務局に伺います。

都市計画課長 本日は傍聴希望の方が1名いらっしゃいます。

会長、入室してよろしいでしょうか。

会長 傍聴希望者がお一人おられるということですのでけれども、審議会を公開してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。

それでは、入室を許可します。

(傍聴者入室)

会長 では、事務局より本日の審議会資料の説明をお願いいたします。

都市計画課長 本日の資料でございますが、事前に送付させていただいた分と机上配付させていただいた分がございます。報告1の参考資料第1号を机上にて配付させていただきました。

事前に送付させていただいた資料でございますけれども、まず、議案1、議第61号 東京都市計画地区計画の変更については、資料第1号及び資料第2号となっております。

続きまして、報告1 都市づくりのグランドデザイン（素案）については、資料第1号、資料第2号、資料第3号、資料第4号、そして先ほどご説明いたしました、参考資料第1号については机上配付で、参考資料第2号を送付させていただきました。

資料に不足等ございましたら、お知らせください。事務局が参ります。

会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、付議案件であります東京都市計画地区計画の変更について（南池袋二丁目・四丁目地区）の説明に入りたいと思います。

では、事務局、説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、資料右上、豊都計審議案1、資料第1号をお取り上げください。

南池袋二・四丁目地区地区計画の都市計画変更手続の概要でございます。

こちらのほうにつきましては、中段のところ、スケジュールのところに記載してはございますけれども、平成29年5月12日に都市計画審議会のほうにご報告させていただいた案件でございます。

それでは、変更の概要についてご説明いたします。

変更の内容及び理由でございますけれども、都市計画道路補助81号線及び環状第5の1号線の整備にあわせて、本地区の周辺において、まちづ

くりの機運が高まっております。

本地区と区道を挟んで隣接する西側の南池袋二丁目C地区におきまして、現在、共同化のまちづくりが進展してございます。このまちづくりの進捗に合わせまして、本地区計画西側の区域境につきまして、南池袋二丁目C地区の都市計画と整合を図るため、区域界を西側区道の道路中心線から南池袋二・四丁目地区地区計画側の道路境界に変更するものでございます。

今回の手続によって何か大きく変わるということはありませんので、あくまで都市計画上の手続だというふうにご理解いただければと思います。

都市計画手続のスケジュールのほうは、先ほど、5月12日に報告をしたことはご説明させていただきました。そして、その後、6月16日から30日まで、17条公告・縦覧・意見募集を行いました。結果につきましては、縦覧ゼロ、意見ゼロという結果になりました。

続きまして、本日、平成29年7月24日、付議をさせていただいているような状況にございまして、8月中旬に都市計画決定を告示したいというふうに考えているところでございます。

私からご説明は簡単ですが、以上でございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、説明は以上でございます。何かご意見、あるいはご質問がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員 資料第2号の説明がちょっとなかったんですけども、これは、もうきょうはないということでもいいんですね。

それで、教えていただきたいんですけども、1枚めくって、裏面に、地区区分として、五つに分かれているわけですね、この土地が。その下のところに、いろいろと説明がなされているわけなんですけれども、それぞれの地区区分ごとに統一性がないように見受けられるわけなんですけれども、これはなぜこういうふうにもいろいろ分かれてしまっているのかなというのが疑問で、それを教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

都市計画課長 補助81号線沿道地区と沿道北地区、首都高・日出通り地区、日出通り沿道地区、雑司ヶ谷霊園北地区ということで五つの地域に分かれている

ということでございます。

補助 8 1 号線沿道につきましては、今後、道路整備にあわせて、どんどん街並みが変わっていく。そして 8 1 号線沿道北については、そういう中でも住宅地と重なっている地区。首都高・日出通り地区は、日出通りの沿道ということと、雑司ヶ谷霊園北地区につきましては、こちらは首都高の沿道 3 0 m 以降と、それから雑司ヶ谷霊園との間で挟まれている住宅地ということ、それぞれ地域の特色が違うというようなことで五つに分類しているものでございます。

会長 ただいまの五つの地区というのは、4 枚目にこういう図があります。これが地区区分の区分図ですので、それぞれ沿道、その他の特質にあわせて記載してあるということですので。

委員 会長、じゃあ。

会長 はい、どうぞ。

委員 それぞれの特質にあわせてこういうふうになっているというご説明だったんですけども、ただ、そんなに広い土地ではないわけですし、できれば、いい方向で統一というのは必要なのかなと思ったんですけども、例えば、ゲームセンター、マージャン、パチンコというようなところを規制するというのはいい視点なんですけども、そこが全然規制されない地区に分かれてしまっているというところは、やっぱりある程度、もうちょっと整理ができないのかなというふうに思うんですけども、その辺は、ほかの地域との整合性であるとか、何かその辺の意味合いがあれば教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

都市計画課長 まず、こちらの日出通り沿道地区については、もともとの用途地域が商業地域でございます。ですから、日出通り沿道地域につきましては、用途的に商業地域にはゲームセンター、マージャン、パチンコが建設できるため、規制をしているという意味でございます。

補助 8 1 号線沿道北地区につきましては、今、住居地域ということでございますので、用途地域で規制されているということでございます。

会長 どうぞ。

委員 いろいろと制度とか仕組みの中で限界というところは、恐らくあろうとは思いますが、やはり今後、こういう新しい取組、地域的にもまた一体としてというようなことであるのであれば、いい方向で、悪い方向で

というのは誰も考えないと思うんですけども、そういった新たな制限とか、そういった視点というのをまた研究材料としてという意味になるのか、豊島区として、しっかりと今後はまたやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 はい、どうぞ。

これまで何度もこれは議論をしてきたと思うんですが、本日の付議されている案件の中身だけを言いますと、道路境界中心であったところを道路境界に変更しますということだけを、きょう決めるものでありますので、そういうことを留意した上でご質問をお願ひしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員 もう当然、そういう立場で、前回のときに南池袋二丁目・四丁目地区の地区計画の具体的な中身は変わらないということを確認にさせていただいてますので、問題は、ここがC地区の再開発に絡めて公道の中心線を二丁目のこの沿道ぎりぎりまで持っていくということだというふうに認識をしております。

それで、全体的には、基本的には変わらないということを確認をしたいと思いますと思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 ご指摘のとおりでございます。道路中心から道路境界まで、道路の中での都市計画の移動ということで、他には影響はないような変更でございます。

委員 もう一つ、無電柱化をすることが大きな目的だというふうに前回ご説明をいただいていると思うんですが、無電柱化した場合に、この庁舎との関係で言うと、結構大きな変電機というか、変圧器というか、何だか知りませんが、ああいうのが道路上に出てくるのかなというふうに思ったりもしているんですけども、あそこら辺は若干改善できるんじゃないかというふうなお話も聞いたような気もするんですが、いかがなんでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 東京都は政策といたしまして、現在、無電柱化を進めているところでございまして、さまざまなシーンで無電柱化ができないか。例えば、4 m道路でできないか。4 m道路でやる場合にはどういうトランスが必要になってくるのかとか、ということについて、今現在研究をしているところで

ございまして、こちらのほうのC地区の建築までに、どの程度のものができ上がっているのかというのは、今現在は不明ですけれども、最新の無電柱化のシステムを使ってまいるというふうに考えております。

会長 はい、どうぞ。

委員 もう一つ、公告・縦覧・意見募集の件で、ゼロ件ということなんですけれども、この募集の仕方というのは具体的にはどういう方法をとっていらっしゃるのでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 大きく分けまして、今回の場合には二つのやり方をやっております。まず、一つが、ホームページで周知すること。もう一つは、広報として周知することでございます。

これまで他の物件でも16条、17条の縦覧・公告はやっておりますが、その際、何か影響が出るようなものにつきましては、三パターン目としてきちんとチラシを配布いたしまして、お知らせをしておるところですが、今回、先ほども申しましたとおり、道路中心から道路境界ということで、戸別配布はいたしておりません。

会長 はい、どうぞ。

委員 私は、この道路に直接面する方とお話をして、こういう計画ですよということを言いまして、そうすると、自分のうちはセットバックしていて、一体どうなるんだろうかということを知られたのと、それから、区からはこういう方向に対するご説明というのは全然なかったと。今のお話で言うと、新聞はとっていらっしゃるから広報はご存じかもしれませんが、少なくともご高齢の方で、パソコンとかインターネットは全然おやりにならない方なんです。今回対象になる人というのは、具体的な道路に面している人は何軒もない。やっぱり、もうちょっと事前に説明をする必要があったんじゃないかなというふうに改めて思っているんですが、そこら辺に対してはいかがでしょうか。

会長 事務局、どうぞ。

都市計画課長 先ほども申しましたけれども、C地区につきましては、今年度中の都市計画を目指しているということでございます。そういった中で、例えば無電柱化をどうしていくのか等々については、事業者のほうから直接ご説明したほうがわかりやすい。今回の地区計画は道路中心から道路境界に地

区計画の地区を変更するということ。事業者からどういうものになっていくのかとかは、あわせてご説明したほうがよりわかりやすいのかなというふうに思っております。ただ、そうは申しましても、何かご疑問等がございましたらば、お問い合わせをいただければ、すぐさま対応させていただきたいというふうに思っておりますし、何らかおっしゃっていただければ、それはそれで対応させていただきたいというふうに思っております。

会長 はい、どうぞ。

委員 今回の計画は、題にあるように、二丁目・四丁目地区の地区計画の変更手続ですよね。今のお話でいくと、南池袋二丁目C地区に関して開発を拡充していくという意味合いは一つあるんでしょうけれども、具体的な案件からすれば、南池袋二丁目・四丁目地区の変更ですよ。だから、地区計画決定をされたものがどういうふうに変更になるのかというのは、本来であれば、私は、この二丁目・四丁目地区の地区計画に該当する人たちのところに、きちんと説明するべきだろうというふうに思います。

ただし、内容的には、直接道路に接する方のところだけが影響を受けるということと、だけど、その人たちがそれなりに影響を受ける、今後はこういうふうになるんですよという、その説明はやっぱり最低限やるべきだと思うんですよ。

お問い合わせというお話をされましたけれども、お問い合わせをする以前の問題で、こういうふうになっていること自体、ご存じなかったです、私が聞きにいったときは。だから、やっぱりちょっと該当する部分のところは、最低限のお話をきちんとして、了解をきちんとしておくというのが、私は筋だろうというふうに思いますので、今後はやはりそういう対応をしていただきたいというふうに改めてお願いをしておきます。

この内容については、言う必要はないんですね。言ってもいいんですか。付議した内容だから。

会長 内容というのは。

委員 付議された中身について。

会長 はい、どうぞ。

委員 賛成をいたします。

会長 はい、どうぞ。

職務代理 ちょっと不明確なところがあるかなということで、図面のところでは文字

表記で道路境界という形に新たになるということなのですが、例えば、西側区道の中心線から西側にずらすこともあるでしょう。要は、ずらす方向に関して、どこにも記載がないんですよね。それが実はちょっと気になっていまして。実態は、これは西側区道の区域境を道路中心境から東側の道路境界に変更するものであると。いただいた図面のところでは、文字だけなものですから、説明の変更の概要であるとか、そこら辺で入れておいたほうがいいのかなど。このままの文章だったら、東側にずらしたのと。

会長 東側にずらす……。

職務代理 ええ、どっちにずらしたのというのが。要は、そのことによって、C地区の中のいわゆる道路空間の面積の問題だとか、そこら辺がかなり変わってくるわけですよね。そういう意味で、どこかに記載があればと。

会長 はい、お願いします。

都市整備部長 ご指摘ありがとうございます。この説明文の中では、ご指摘のとおり、もう少しわかりやすい表現がよろしいのかなというふうに思いますが、地区計画の計画書、議定図との関係では、これが都市計画で定められたお作法ですので、都市計画の内容としては、このままということになります。ただ、ご指摘のとおり、説明するに当たっては、どちら側にずれるのかというのは重要なことだと思っておりますので、気をつけたいと思います。

会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

会長 それでは、これまでも議論をしてきたところでありまして、ただいまもご意見等いただきました。本日、付議されている内容につきましては、地区計画の区域界を変更するというものでありまして、従来、ほとんどのパターンが道路中心線で分けるというのが多かったわけですが、今回、先ほどご説明があったとおり、南池袋二丁目C地区の事業化が先行することによって、それにあわせて道路側の整備も一緒にするために道路全部を西側C地区の地区計画の区域に入れるということでの付議でございました。

それでは、議決に移らせていただきたいと思います。

議第61号「東京都市計画地区計画の変更について（南池袋二・四丁目地区）」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会長 賛成全員と認めます。それでは、全会一致で議第61号は可決いたしました。

ありがとうございます。

それでは、よろしければ、参考として、事務局より本日の報告の文案を各委員に配付してください。それをもって議第61号の審議は終了とさせていただきます。

(報告文案配付)

会長 ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

続きまして、報告案件でございます。報告1「都市づくりのグランドデザイン（素案）について」の説明に移りたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、報告1につきまして、資料第1号から資料第4号までをご説明させていただきたいと思います。

まず、最初に、資料第1号をごらんいただけますでしょうか。

都市づくりのグランドデザイン（素案）に対する区の意見回答についてということをご説明させていただきます。

まず、「都市づくりのグランドデザイン」策定までの流れでございます。

平成28年9月、2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋についてというものが東京都都市計画審議会から答申をされました。

そして、それを受けまして、平成29年5月には、都市づくりのグランドデザインの素案を東京都が公表いたしました。その後、5月19日に東京都から区に対しまして意見照会がございました。6月19日を回答期限とするものでございます。5月22日に東京都から区に説明会がございまして、それを受けまして5月30日、31日に都市計画課のほうから区内部に説明会を開催しております。その結果、都市計画課31件、地域まちづくり課4件、文化観光課2件の意見を頂戴しております。それを受けまして、6月19日に区から東京都に意見を回答しております。

そして、8月、来月、都市づくりのグランドデザインを策定したいというふうに聞いております。そして、その後、平成29年、今年の秋以降に東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスのでございます。東京都の都市計画でございますけれども、そちらのほうを改定したいということの旨を聞いております。こちらのほうにつきましては、広域的な視点から都市計画の基本的な事項を示すものでございまし

て、区の「豊島区都市づくりビジョン」については、当方針に即して定められるものでございます。

そして一番下の米印、区域マスを示した将来像を実現していくために各種方針、基準などを改定いたしまして、基本的な考え方や運用方針を示してまいるということになってまいります。例えば、左側の囲み、3方針と言われている都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針、それから、右側の囲み、都市再開発諸制度活用方針、それから、用途地域等に関する指定方針及び指定基準等々でございます。

続きまして、資料2番をごらんください。

こちらは東京都が作成いたしました都市づくりグランドデザインの素案の概要版でございます。大きく分けて7章から成っております。

第1章はグランドデザインの役割、そして第2章については、この計画が見据える2040年代の社会状況や都民の活動イメージ、そして第3章は東京都が果たすべき役割として、世界における役割と日本における役割を記載してございます。そして4として、目指すべき新しい都市像として、都市づくりの目標を「活力とゆとりある高度成熟都市」と掲げております。

裏面をごらんください。

5として、都市づくりの戦略と具体的な取組ということで、目指すべき新しい都市像の実現に向けまして、分野横断的な視点から都市づくりの七つの戦略、30の政策方針、80の取組を示しております。そして、6として個別の拠点や地域の将来像を記載し、7として将来像の実現に向けて、目指すべき将来像とその実現に向けた方策を都民や事業者、区市町村など幅広い関係者と共有するとともに、社会状況の変化にも的確に対応しながら、各関係者と緊密な連携により、将来に向けた都市づくりを推進していくとしております。

続きまして、資料番号3番をごらんください。

同じく、こちらは都市づくりグランドデザイン（素案）の概要版でございます。こちらの資料は、素案のエッセンスを抽出したものになりますので、こちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。

1)位置づけでございますけれども、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、東京都都市計画審議会は、「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を平成28年9月に答申いたしました。

東京都は、この答申を受けまして、目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画として「都市づくりのグランドデザイン」を、今年の夏ごろを目途に策定するとしております。

2) として、都市づくりの基本的な方針に関する主な変更点でございます。

4点からございまして、まず、一つ目、広域的なレベルでの都市構造ということで、これまでの業務機能の受け皿としての「都心・副都心」というような考え方から脱却いたしまして、高度な都市機能集積や個性を生かした「中核的な拠点」へ再編していくとしております。

地域的なレベルの都市構造では、人口減少・少子高齢化が進む中で、身近な地域で誰もが活動しやすく快適に暮らせる「集約型の地域構造」へ再編していくとしております。

そして、「個性」に着目した地域づくりにおきましては、交通結節性の高い拠点や際立った個性を有する地域等のポテンシャルを最大限発揮するため、それぞれの「個性」に着目した地域形成や地域づくりを推進、拠点間をつなぐ「地域軸」を形成していくとしております。

そして、新たな地域区分でございます。

グランドデザインにおいては、四つの地域区分、「中枢広域拠点域」、それから「新都市生活創造域」、「多摩広域拠点域」、「自然環境共生域」に再編されるとしております。

東京都が目指す都市像であった環状メガロポリス構造におきましては、センター・コア再生ゾーンというゾーンがおおむね環6の内側に設定されており、この内側で都市開発諸制度を活用する場合には、他の地区よりも多くの容積率を積み上げることが可能でございました。今回の区域の中で、より多くの容積率を積み上げることが可能となる地区は、中枢広域拠点域ということで、その域はおおむね環7の内側に設定されているということです。豊島区全域が指定を受けるということになります。

それから、日本と東京圏のエンジンとなる「国際ビジネス交流ゾーン」、「多摩イノベーション交流ゾーン」の二つのゾーンを重ねて設定するとしております。

3) として、策定に当たっての東京都のスタンスでございます。

今回の「都市づくりのグランドデザイン」の策定に当たっては、これまでの都市づくりの位置づけや方針等を東京都が決めた通りにやってきたやり方を次の点から改めるとしております。

区が地域的な視点から進める個性や魅力を活かしたまちづくりを後押しをしていく。そして、各区の考え方や意見を受けとめて、各地域の記載を充実していくということでございます。

裏面をごらんください。

2といたしまして、区の意見回答の概要でございます。

1) 意見提出に当たっての主な視点ということで、七つの視点を記載してございます。①池袋駅周辺地域を中核的な拠点に位置づけてほしいということ。

2) の視点の①の意見の概要については、池袋駅周辺は、特定都市再生緊急整備地域とアジアヘッドクォーター特区の指定区域でございます、国際アート・カルチャー都市構想を掲げて、際立つ個性を打ち出しつつあることから、「池袋」を中核的な拠点に位置づけるべきであるという意見でございます。

そして、黒ポチ二つ目、中ほど、業務機能が飛躍的に増加する再開発等が進んでおり、特定都市再生緊急整備地域・アジアヘッドクォーター特区の位置づけや近年の都市開発動向から、国際ビジネス交流ゾーンとの関係も深いため、国際ビジネス交流ゾーンの一翼を担う池袋駅周辺の位置づけがあっても不自然ではないという意見でございます。

続きまして、1)にお戻りいただきまして、②国際アート・カルチャー都市としての文化・芸術を明示してほしいという視点。

それは2)の視点②のところに記載してあるとおり、池袋に関する記述として「交流・発信の舞台となる賑わい溢れる溜まり空間を街中に創出するとともに」というものをつけ加えてほしいという意見でございます。

そして、1)にお戻りいただきまして、③人が主役となる交通環境を創出するという視点では、下のほう、意見の概要のほうをごらんいただき、「ビジネス拠点が絶え間ないビジネス活動を支えている」、「ターミナル駅周辺が歩行者中心の空間となっている」等との項目に「池袋駅周辺」を例示として追加してほしい。

それから、「劇場や音楽、アートを楽しめる場所が増えている」の例示

として「H a r e z a池袋新ホール」を加えてほしいという意見でございます。

そのほか、1)、例えば「都電」を位置づけてほしいだとか、子育て機能強化、木密の解消、豊島区の地域名称や事業の例示への追記などの視点で意見を申し上げさせていただきました。

意見につきましては、参考資料第2号が原本ということでございます。後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、資料第4号をごらんください。

部会の設置(案)についてということで、(1)設置目的でございます。

現在、東京都では、先ほどご説明したとおり、都市づくりのグランドデザインの策定作業をしているところでございます。

このグランドデザイン策定後には、区域マスの改定を初め、東京都の都市づくりに関する各方針、運用基準等の改正が予定されております。

今後、各改定作業の中で、東京都より多くの意見照会の依頼が不定期に来ることが予想され、これらの各意見照会について、専門的な見地から短時間で調査検討を行い、柔軟に対応し、都市計画審議会の効率的な運営を図るため、部会を設置したいというふうに思っております。

(2)設置根拠でございます。

都計審条例の第8条に、審議会に審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができるという根拠がございます。

そして2項、部会は、審議会から付託された事項につき調査検討を行うということ。

そして3項には、部会の委員、そして部会長は、第3条各項の委員のうちから会長が指名するということが規定されております。

ちなみに、3条は、参考に記載させていただきました、学識経験者や区議会議員、関係行政機関、区民の皆様ということになっております。

そして、3条の3項、第1項各号に掲げるもののほか、区長は、専門の事項を調査させるため、必要があるときには、専門委員若干人を任命することができるという規定になっております。

そして、その下、都計審の運営規則第8条においては、部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。

そして2項、部会は、審議会から付託された事項について、審議会に報

告しなければならない。3項で、部会は、審議会から付託された事項につき、調査検討が終了したときは、解散するということが規定されております。

裏面をごらんいただけますでしょうか。

(3) 部会の調査検討体制イメージでございます。

最初に申し上げておきますけれども、通常は各種基準の改正に関しまして、都から意見照会を受けた場合、区の意見を都計審のほうに諮問させていただき、答申を受けたものを都に回答するという流れですが、今回のように、時期がなかなか合わない、難しいというところがございます。このため、冒頭にもご説明いたしましたけれども、意見照会に柔軟に対応していくためには、部会の設置をするしかないかなというふうに思っております。

その場合の流れですが、この図、東京都から意見照会が豊島区に来る、そして豊島区が諮問をするというのが普通の流れですというご説明をいたしました。そのときに右側、都市計画審議会から付託を受けた(仮称)都市づくり専門部会というのを設置し、そこで検討したものを都市計画審議会のほうに報告する。または都市計画審議会を開催できる間がなかったときには、直接、区から部会に調査・検討依頼をいたしまして、意見・回答をいただくということを考えております。

(5) 調査・検討内容についてということで、それにつきましては、今後、東京都が予定している下記の方針や基準の改正に伴う区の意見照会に関することでございます。

簡単ですが、私からのご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございました。ご質問、あるいはご意見等ありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

ある意味、前半にご説明いただいたのが都から都市づくりグランドデザイン素案の概要について、区に対して意見を出せというようなのが突然来て、説明から1カ月もなく、回答しろということで、ご回答されたわけですが、今後、こういうことがたびたび起きてきそうだということもあって、部会で少し前もって検討しておこうというようなことであったり、

時間的にどうしても無理な場合に、最低限、部会に諮って、少し議論を整理して回答しておこうとか、そういう対応を図っていくべきではないかということが提案されているということになるかと思えます。

よろしいでしょうか。どうぞ。

委員

この都市づくりのグランドデザイン（素案）についてなんですけれども、先週行われました副都心開発調査特別委員会において、日本共産党区議団として、区と質疑を行いましたので、この場で繰り返すことはいたしません。いろいろと問題点がありますので、絞って簡潔に意見を述べさせていただきます。

資料第2号というのが、東京都が策定した概要版というお話なんですけれども、2040年代を目標にしているということはわかりますが、では、何をどのように進めたいのか、何を言いたいのか全くわかりません。普通ある程度は概要版でわかるものなんですけれども、このようなケースは初めてのことでした。

そこで、本日、机上配付された冊子、これは副都心委員会でも配付されましたけれども、「はじめに」から第1章にかけて、人口減少局面、高齢化率が約3割、少子高齢、人口減少社会とあり、これまでの開発優先の都市づくりやまちづくりを方向転換させる、そういう計画なのかと思えました。

第2章以降には、ビジネス用語をふんだんにちりばめて、さも目新しい計画を装い、いかにも緻密な計画だと言わんばかりですが、これらが枝葉となって、幹の部分、すなわち計画の本質、根幹をわかりにくくしていることが、この概要版のわかりにくさを生んでいます。

これから向かう人口減少社会における都市づくりに欠かせない大事なことの一つに環境問題が挙げられます。地球温暖化や東京都都市部におけるヒートアイランド問題解消策は、絶対なくてはならない課題です。緑や水をどう増やしていくのか。人口の密集をどう分散していくのか、高層ビルをいかに増やさないようにするのか、あるいは減らしていくのかなどなどが大事に観点だと思えます。

ところがこの素案には、東京の緑を総量として、これ以上減らさないとあります。減らさないとはいどういうことでしょうか。増やすという視点が全くありません。ヒートアイランドという文言は、私が見る限り、3回し

か出てきませんでした。その対策を見ると、屋上緑化や壁面緑化、遮熱性舗装、ミストなどとあり、これらを否定することはしませんけれども、それらは上辺だけの対策です。根本的な解決策になっていないんです。

また、羽田空港の都心上空ルート計画には、落下物や、騒音、排気ガスに多くの反対意見があるにもかかわらず、堂々と推進の立場で掲載されています。

それから、人口が減少すれば、マイカーだって減るのに、何千億円、何兆円もかけようとしている大型道路建設は無駄使いです。自然破壊も発生します。豊島区においても、都市計画道路、特定整備路線の計画で立ち退きによる商店街破壊、住民を追い出しが行われています。

さらには、ほかの計画との整合性がとれていないということも問題だと思います。説明でもありましたように、今回、都心・副都心といった文言の位置づけや考え方を中核的な拠点へ再編するなどがありますけれども、これまでの都市づくりビジョンやマスタープランとの整合性がとれなくなるということです。

また、豊島区人口ビジョンでは、人口が右肩上がりです。ふえ続けるとありますが、これとの整合性がとれていないのは、豊島区の計画に問題があつて間違っている。一言つけ加えておきます。

この計画は、人口減少社会を迎えるに当たっての計画かと思いきや、そうではなく、「はじめに」のところの中段にある世界の都市総合ランキング、これは竹中平蔵氏がかかわっているもので、ロンドン、ニューヨークと競争して一番になろう。要するに、これまでどおりの開発優先をストップすることなく、2020年の東京オリンピック・パラリンピック以後も続けていこうという計画にほかならないということです。無駄な枝葉の文章が多くてわかりにくいけれども、はっきりそれだけ書けば事足りる、実際には、概要版程度で済む計画だというのが私の感想です。

これからの時代、国際競争、都市間競争といっていること自体が時代に合っていないと思います。これまで世界のどの都市も経験したことのない少子高齢、人口減少社会を迎えるというのであれば、競争ではなく、協調であるとか、住み暮らしている住民の意見をしっかりと盛り込むことが重要だと思いますが、こうした観点、視点は見当たりません。

来月には計画策定とありますが、多くの住み暮らしている都民からは納

得されない計画であると意見を申し述べさせていただきます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ご意見ということでございますが。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

委員 内容的なところを一つ一つ伺いたい部分は結構あるんですけども、先ほど、会長さんがおっしゃられたように、今回、こういう中身を進めていくという意味での部会の設置ということが、一つの案件ですというご指摘がありました。

そこで、私も改めて伺いたいんですが、部会の設置に関して、条例化されたのが2013年の4定だったかなと記憶があるんですけども、それ以降、部会を設置したというのは審議会の中でありましたっけ。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 これまではございませんでした。

委員 そうすると、改めて、今回部会を設置するという提案をされたお考えというのは、それは具体的にはどういうことなんでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 先ほどもご説明させていただきましたけれども、東京都からいつ意見照会が来るかというのはなかなか分からない状況の中で、区の意見照会として、都市計画審議会に諮問をしたいとなると、現実的な対応としては、やはり部会を設置して、そちらのほうで意見を検討してもらうしかないと思っているところでございます。そういった観点から部会を設置するというところでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 前回、部会、あるいは臨時会等を設置するというときの理由が、三つあったと思うんですけども、木密関連の道路をつくる。当然、地区計画絡みも出てきて、やっぱり都計審だけで事を進めるというのは、なかなか大変だということを、当時ご説明をいただいたというふうに思っているんです。だけど、平成25年ですから、あれから4年間ぐらいの中で、やらないで済ませてきたというか、済んできたというか、そういう経過になっているのかなというふうに、改めて、今思っているんですけども、今回のつくりたいという流れで、今、ご説明を受けましたけれども、より専門的な方

のところ、きちんと検討するということが、それから、時期的なことが大きいかなと思うんですけれども、この間のグランドデザインの意見聴取というか、それ自体が私は余りにも拙速過ぎるんじゃないかと、正直言っていると思っています。

先ほどの都市づくりグランドデザインの概要云々という資料3のところ、一番下のところ、策定に当たって東京都のスタンスということで、「区が地域的な視点から進める個性や魅力を生かしたまちづくりを後押しする」ということで、その上の文章に「東京都が決め付け的に行ってきたやり方を次の点から改める」ということで、これはかなり意識的に書かれている、こっちのほうが強いんじゃないかと、正直言おうと思いますけれども、これは一つの今の都知事さんの情報公開とか、地域とか自治体との関係で意見を具申しますよという中身かなと。

当然、それを受けて豊島区は回答していますし、その下のところに「各区の考え方や意見を受けとめて、各地域の記載を充実していく」というところでは、素案のところの後ろのほうに若干つけ足しが、東池袋とか幾つかかされているかなというふうに私は思って読みました。

問題は、やっぱり決めつけ的に行ってきたやり方というのは、大変問題だと思いますし、だけど、今回もこれが上位計画ですというご報告を副都心のときにされていたと思うんですよ。当然、上位計画として、これをどう具体化していくかということが今後の豊島区のまちづくりというか、その大きな大枠になっていくんだらうと。基本的には変わりませんよと、この間の副都心のご答弁で部長さんなんかもされていましたが、でも、変わらざるを得ない部分というのは、当然出てくるんだらうと思うんです。

今回の部会の提唱というのは、そういう部分なのかなというふうに私は推測をしているんですが、そういう受けとめ方でよろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 今回の部会の設置につきましては、今後、東京都が3方針と言われている都市再開発方針の方針等を改定していく中で、区の都市計画として、どう考えていくのか、そして、どういう用途を育成していくべきなのか、どういう個性を磨いていくべきなのか、そういうことについて、部会の委員の皆様とともに、いろいろご議論をさせていただきまして、豊島区のあ

り方をそういう中で示してまいりたいというふうに思っているところから部会を設置するわけでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 もう一つ伺いたいのは、私は、この間、都計審は大変回数が多くなったというふうに思っています。これは2013年のときもそうでした。何でそうかなと思ったら、やっぱり対象物件というか、対象課題がすごく多くなってきているという認識を持っているんですけども、今、具体的に都市整備部で抱えているいろんな課題は幾つくらいありますか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 それは都計審に諮るべき案件数ということでよろしいですか。今年度、都計審のほうに諮問または報告をした案件数ということでよろしいでしょうか。

後でお話をいたしますけれども、9月でご報告をさせていただきたいというのは、駐車場整備計画の区域の変更でございます。それから、今、都決に向かってC地区の手続を進めているところでございますし、あとは今後、ランドデザイン関連の指針だったり、基準だったりの改正等々もございます。あとは、実は今回の都計審は、通常開催はなかったんですけども、ランドデザインが入ってきて、急にお手数だったんですが、開催させていただくという運びになった次第でございます。

そういうことも解消するためにも部会を設置しまして、的確に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 都計審にかかるか、かからないかはともかくとしても、準備組合とか、それから、まちづくり協議会とか、それから道路整備の絡みでは、今後、地区計画が次々出てくるでしょうし、それだけ考えたって、多分、5本の指じゃおさまらないくらい多いですよ。

当然、一つ一つ、都計審にかけて確認をしながら進めていくというのは、私は非常に重要なことだと思っていますし、その分、都計審の回数がふえるというのは、これは仕方がない。でも、同時にまちづくりというか、再開発をやり過ぎるんじゃないかという思いは、率直に言って持っています。

それで、2013年にこの条例案が出たときに、私どもは反対をしました。何で反対をしたかという、当時の課長さんはよくご存じでしたよね、

部長さんが課長さんだったと思うんですけれども。

何で反対をしたかという、まちづくりというのは、地域の住民、それから、その周辺の人たちを含めて、そういう豊島区民が主体的にかかわっていく部分だろうというふうに思うんです。それから、豊島区のまち全体をどういうふうにつくっていききたいとか、豊島区をどういうふうに進めていききたいかというのは、いろいろな専門家の方もいらっしゃる、私たち議員もいる、それぞれの地域でご活躍をされている方々もいるし、それぞれのお立場からいろんなご意見を伺いながら、一つのまちづくりの形を形成していくというのが、私は本来のあり方だろうというふうに思っていますし、それから、当時、都市計画審議会って何をするとところなんだろうかというようなことを含めて、ずっと調べましたら、やっぱりまちづくりというのは百年の計であると。それから、住民の生存権をどう守っていくかということを中心にやっていくことが一つのまちづくりだと。都市計画審議会というのは、そういう役割を担っているんだということで、改めて都計審の重みを、その当時も感じました。今もそういう受けとめ方をしていきます。

そういう点でものを考えたときに、専門部会で専門の先生方が一定ご議論をして、その中身をご報告を受けるということ自体、否定するものではありませんけれども、やはりそういう方向づけで決定をしてしまうとなると、一つのまちづくりはどういうふうに進めればいいのかとか、特に今回のようなランドデザインという大きなもので豊島区全体を網かけするというのであれば、豊島区がどういうあり方をすべきだとか、そんなことを考えていくのは、それぞれのお立場の人が、それぞれのお立場でこう考えていますよというご発言をしながら、ああ、あの方はああいうふうにお考えなんだとかという一つの決定をするまでの意思形成過程というのが、私はすごく大事なことなんだろうというふうに思うんです。

それを部会で、ある程度の決定をして、形式的に、例えば、都計審でご報告を受けて決定をしていくというのは、ちょっとこれは都計審のあり方そのもののところにもひっかかるんじゃないかということで、部会の設置ということに関して、私どもは反対をしてきました。

今回の問題では特に、いかにも地方自治体の皆さんにおわかりいただくようにというように形でランドデザインはおりましたけれども、だ

けど、意見聴取とか、意見照会とか、回答期限の期間が余りにも短い。今後、秋以降に改定予定をするという、出された途端に数カ月で決める中身じゃないんだろうと思うんです。

それをこの流れの中に沿って進めるためには部会が必要ですよという、これだと、まちづくりというのは、どういうふうにやったらいいのかという、そもそも論から言えば、やっぱり違うんじゃないかというふうに、私は改めて思いました。

やはりこれだけのものをつくり、2040年という、副都心委員会でも言いましたけれども、何十年という先ですよ。それが先を見越してつくるんですけれども、単に2040年、20年後ではなくて、100年、200年のまちづくりにも影響してくる中身なんで、これを本当に数カ月間でつくる、数カ月でつくるには間に合わないから部会を設定をして、急ぎ足でこのテンポに乗っけていくという、これは本来のまちづくりから言えば、やっぱりおかしいなというふうに、ご説明を聞いただけでも、すごく思います。

そういった点で、部会の設置そのものは付議でも何でもありません。条例でもつくられていますから、反対だ、賛成だといっても、関係ないのかもしれないけれども、私は部会の設置というのは、それだけの重みがあるというふうに、今回の提案を受けて改めて感じているところです。

終わります。

会長 ありがとうございます。

委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。

委員 部会の設置について、いろいろなご意見があろうかと思えますけれども、基本的に「東京都より多くの意見照会の依頼が不定期に来ることが予想され、これらの意見照会について、専門的な見地から短期間で調査検討を行い」という非常にせっぱ詰まっているというのは、ある意味、東京都は理不尽かなという印象は受けます。

余りだらだらとやるものではないとは思いますが、短期間で調査検討を行うという短期間というのは、どの程度が想定されているのか、今まだって付議されて答えるまでには割と短い期間だったりして、ただ、地域で積み上げてきたものもあるんだけれども、上位計画の場合は比較的上

からというのもあるから、あれなんですけれども、短期間のイメージというのかな、その辺はどういうふうに受けとめたらいいんでしょうかね。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 それは今後のということでございますか。

委員 今までの期間。

都市計画課長 例えば、今回のランドデザインでございますけれども、ベースが平成28年9月に策定されました2040年代の答申。答申をされまして、その後、何も新たな情報がなく、5月に公表がされまして、19日に意見照会の文書が来まして、22日に説明会をして、当然、区内部でもいろいろ意見を集約しなくちゃいけないということで、時間的には、1カ月ありましたけれども、なかなか厳しかったと思います。

ただ、基本的には、ランドデザインに記載されているまちづくりの方向性については、区が目指しているまちづくりの方向性と同一のものでございますので、そんなに短いからといってどうのこうのということでは、今回はなかったということでございます。

あくまで、今現在、区が進めてる国際アート・カルチャー構想に資するような流れにはなっていますので、そこで短くて、これでは検討はできないということではなかったということでございます。

都市整備部長 すみません、ちょっと補足を。

会長 はい、どうぞ。

都市整備部長 都市整備部長です。ここの部会の設置に至る全体の整理を改めてご説明を差し上げますと、かつて豊島区では、ほかの区でもほとんどそうなんですけれども、都市計画の段階ではない調査の段階で区議会に報告して意見を聞いたり、都計審に報告して意見を聞いたりというのは、なかなかしていないのが現状です。

今回、部会をつくりましたのは、例えば、都市計画区域マスタープランであったり、再開発方針であったりは、都市計画なんですけれども、東京都決定の案件について区に対して意見照会が都市計画の段階で参ります。これについては、しっかり都計審で諮ります。私どもが今、専門部会で学識経験者の皆様方のご意見をいただきたいというのは、その前の調査、都市計画に至る前の調査で、さまざまなものが来ますので、その段階で、基本的には区で答えられるんですが、そこで専門的な知見を踏まえてお答

えしていきたいということなので、部会をつくってやりたいということです。

さきに委員からもありましたけれども、豊島区はかなり丁寧に都市計画審議会の運営をしております。地区計画で言えば、16条、17条、付議、少なくとも3回、報告2回の付議1回ということでやっておりますので、こういうスタンスは何ら変わりません。都市計画審議会は都市計画審議会です。しっかりお話しし、運営をしていただきたいというふうに思っております。

その上での専門的な見地で事前の調査関係については、私ども、今回は1カ月ありましたけど、物によってはもう2週間だったり1週間だったりという調査期間がありますので、基本的にはそれはほかの区でもほとんど、各区の判断で、各区が東京都に対して答えている。それは議会にも都市計画審議会にもご相談も報告も多分していないものが多いんだというふうに思います。私どもは、そこまで含めて、なるべく丁寧にやっていきたいということから、今回、部会を設置させていただきたいということでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 よくわかりました。豊島区のまちづくりとか都市計画は、ほかの区の議員から聞いてみると、すごく丁寧だと。地域にやっぱりおろしているし、都市計画審議会で決定するまでの間に、議会もそうですけど、議会の報告もすごくたくさんあって、議会の中での審議も重ねてきていますから、そんなに乱暴なことは全然なかったかなというのは。その方針は続けてほしいし、やっぱり部会は部会の役割としてはあったらいいだろうというふうに思います。

それで、1点だけ気になったんですけども、この間、副都心の中で羽田空港の問題に少し触れましたけれども、5月の説明、区の内部でやって、意見を出してくるんだけど、環境清掃部とか環境のところは全く意見を出していないのよね。羽田空港なんかは環境がかかわっていたところなんだけれども、これは区の内部というのは、全課というのかしら、都市づくりとなると、別に都市計画とか、そういうハードの担当じゃなくて文化系のところもあるわけだし、いろんなところがあるわけだけれども、そういうところ全部に説明をしているわけですか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 基本的には、グランドデザインにかかわるところ、例えば、都市整備関係、それから清掃環境部も呼んで説明会を開催しております。それから、文化商工、そういうところには直接ご説明をさせていただきます。あとは、他の部署については、メールで送信しまして意見募集を求めているというような状況でございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 羽田のところは、答弁もできなかった状況で、そういう意味では環境清掃部が、清掃環境じゃないのよ。

都市計画課長 すみません。

委員 環境清掃部が何をしていたのか、すごく私は不満な思いがしたんだけど、短期間でも、それぞれ専門分野があるわけだから、区の内部であったとしても、それぞれの担当課が自分が担当するところと思われるところを全てきちんと短期間でも見れば、全部を網羅しなくたって、自分の関係ありそうところだけ見ておくだけでも、ほぼ全部網羅できるはずなのに、網羅されていなかったというのは、ちょっと私としては、とても残念だったという部分があって、そういう意味でも、部会で、専門の先生方が区の内部でできるはずのことであっても、やっぱりそこから漏れているようなところとか、あるいは、違う視点で見るべきところというのを指摘していただくことは必要かなというふうには思いました。

意見でございます。

会長 どうぞ。

委員 ちょっと皆さんの意見を聞いていて、自分の頭を整理するためにも、大変基本的なこともかもしれませんが、教えていただきたいんですが、今回の部会をつくることは私も賛成させていただきますけれども、どうも何のためにやるのかなというのが、ちょっとすんと落ちてこなくて、豊島区は、今、いろいろな変わり目のところで、まちづくりのハード面について、いろんな事業をやるということで、昨年、基本計画とかも10年ということで計画もできて、まちづくりもいよいよこれから始まっていくという中で、次の20年ちょっと先を見据えた豊島区をどうしていくのかというのを、今、やらなければいけないこと、2020年のオリンピック・パラリンピックまでに豊島区としてやらなければいけないことが、文化・芸術も踏ま

えて、いろいろある中で、もっと先を見るというのが、急ぎ足でやること
が、私自身ちょっと不安というか、どこまでの計画なのかなということな
んですけれども、それが今を見据えた中で2040年にどうしたいのかと
いうところをつくっていくというような認識でよろしいのでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 東京都のほうが今回の計画において2040年代を目指すというのは、
人口減社会が進行していく、それから技術革新が大分発展していくだろう
と。そうすると、さまざまな働き方も変わってくるし、そうすると、家で
働いている方もいらっしゃる、そしてゆとりが生じている家庭が結構ある、
そんなような社会において、どのような都市づくりが的確なのかという視
点で2040年度を選択したと。

ですから、その年にはリニア新幹線が大阪まで開通しているだとか、先
ほど申しましたとおり、自動運転ができていくだとか、そういった中で、
どのように都市を集約して、集約すると当然あいてくる場所がありますの
で、そちらのほうは緑をふやしていくだとか、そんなような都市計画のイ
メージを記載しているような計画になっているということでございます。

会長 どうぞ。

都市整備部長 ちょっと補足、いいですか。すみません。

急いで対応することがどうなのかというご意見もございましたけれども、
先ほどスケジュールの中で、ランドデザインが大きな方向性であるとし
ても、豊島区が行っている施策と大きく違いというのはないんですね。当
然、大きな都市構造の見方が変わってくるので、東京全体から見たら、東
京都市計画区域である23区全体で見たらどうなのかという方向性は少し
都市構造の部分として変わってまいりますけれども、豊島区が進めている
都市づくりに関する施策と大きく変わる方向はございません。

ただ、私どもがこうやって、今、都市計画審議会にお諮りしながら丁寧
に対応していきたいというのは、このスケジュールに書いておりますよう
に、ランドデザインを踏み台にして都市計画の段階、都市計画区域マス
タープランだとか、3方針だとか、都市開発諸制度の活用方針だとかとい
うところが、ここ一、二年で変わってくる状況がありますので、そこへ豊
島区が行っていることをうまく東京都の中に入れていきたいということも
含めて対応したいなというふうに思っております。

会長 はい、どうぞ。

委員 わかりました。ありがとうございます。

特に基本計画とかを決めていくときに、数値目標とかを落とし込んでいったかなというふうに記憶しておりまして、今のまちづくりについては、数値目標は確かにあるような、数値目標というのか、何年までにこうしたいというような希望はありますけれども、法律だとか、そこに人が住んでいたりすると、なかなか目標が達成できないということもありますので、2040年にどういうまちづくりになっていくのかという方向をしっかりと見据えるためにも、このランドデザインをしていくということが大切なんだということが理解できましたので、部会においては、計画だけがどんどん進んでいってしまうと、とても見えにくくて、不安で、便利な世の中になっていくんだというような、それだけの計画というか、そういうデザインだと、ちょっと豊島区らしさはどこへ行っちゃうのかなということも思いましたので、部会でも丁寧な、急いでしなければいけないということはわかりますけれども、基本は豊島区がどうなっていくのかということだと思っておりますので、その辺はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

会長 はい。じゃあ、ちょっと初めての発言なんで、お願いします。

委員 バランスを見て、専門家の立場からもご意見と言ひましようか、感想めいたことをお話しさせていただきます。

私の個人的な経験になるんですけど、今、私は名古屋市の環境委員を10年ほどやっています、2050年の環境、名古屋はこうあるべきだということを2008年ぐらいからやったんですよね。今、そこで、一旦構想をまとめて、それこそ、名古屋市の環境局さんが主催して、今、特定の場所を選んで、いろんなチャレンジをやっているんです。都市の木質化をやっているとか、再開発をやる上で緑をこれくらいふやしているとかですね。

今回のこの件は、どちらかというところ、東京都からおしりをたたかれているような雰囲気はあるんですけど、逆にこれを豊島区としてはチャンスとして、最近はやっぱり目先で、あれやろう、これやろうみたいなものが、外から専門家として見ていて多いような気がするの、これを契機に2040年、豊島区は2050年でもいいと思うんです。豊島区が目指すべき

射程を決めて、議員の皆さんもそういうスタンスで議論されればいいとは思いますが、これを契機に豊島区ならではの30年後のビジョンというんでしょうか、そういったものを、20年後か、議論していく上では、いい機会というふうに捉えられればいいんじゃないかなと思って、話を聞いていました。

なので、東京都にあれやれ、これやれと言われるというよりも、我々の中で、これを契機に東京都に対して豊島区はこういうことを考えているんだということを豊島区の職員さんの中でも各部なのか課なのかかわからないですけども、テーマを与えて考えていくという意味では、非常にいいチャンスじゃないかなと。特に、今、どうしても東京オリンピックに向けての議論がすごく多いんですけど、やっぱり企業さんなんかはもうポストオリンピックのことを考えているんですね。もう5年くらい前から考えていて、その後、大きな社会変化が起こり得ることは、もう明らかですので、そういったときに、豊島区としてどう準備をしておくかということの意味からも、非常にいいタイミングじゃないかなと思って、私は聞いておりました。

そういった中で、専門家というのは、よき未来予測者じゃないといけないと私は思っているんですけども、そういった方々から意見を受けて、それで皆さんでご議論していただくというのは、そういったことが今回の課題だったんじゃないかなと思ってお話を聞いておりました。

以上です。

会長 はい、どうぞ。

都市整備部長 今のご意見も含めてなんですけど、ちょっと資料3をごらんいただきたいと思います。先ほど、委員の方からご指摘されたことも含めてなんですけど、資料3の一番下に、先ほどから何度かご指摘いただいている「東京都が決めたやり方を」という言葉が入っていると、その下に「区が地域的な視点から進める個性や魅力を生かしたまちづくりを後押しする」というような言葉が入っておりますけれども、これは先般の特別委員会でもお話ししたんですが、副都心・都心という考え方から脱却してという大きな方向性がある、その裏返しで、東京都は何を求めているのかというと、各拠点の個性を出しなさい。逆に我々からその個性はなんなんだというふうに東京都に発信していかないといけないんですね。そ

これは区が受け身ではなくて、主体的に能動的にかかわっていく。今、ご指摘いただいた、区としての将来をどう捉えていくのかということにつながるのかと思いますので、そういう視点で私どももしっかり頑張っていきたいなと思います。

委員 よろしいですか。

会長 どうぞお願いします。

委員 部会の設置自体は、あったほうがいいのではないかと、私は思うんですが、その審議会との関係を皆さんご心配になっているのかなと思うんですが、この審議会のメンバーの中の専門的な知識を持っている人たちが迅速にある種の回答というか、適切と思われる回答を作成するという事なんだと思うんですが、可能な限り、審議会の委員の方に非公式な形ででも結構なので、こういう形で、今、専門家のほうから回答することになるというようなことを、うまく伝えていただいて、正式な報告は審議会のほうでしっかりやらせていただくような形で、もう少しそのあたりを確認をしながら、もちろん、それがうまくいなくて、時間的に制約が厳しくて、事後報告になるということは当然あるかと思うんですが、可能な限り、そういう形をとることで、そうすると、審議会の委員の皆さんからも、もっとこういう視点もあるんじゃないかというご意見が出るかもしれないので、それが専門家が見落としている視点を補完してくれるかもしれないということもあるので、そのあたりは最大限工夫していただくようなことをお考えになっていただいて、もちろん、時間的な制約で難しいときは、それはしょうがないということだと思うんですが、そういう形を考えていただければいいのではないかと思います。

会長 はい、どうぞ。

都市整備部長 進め方については、今のご意見を踏まえて工夫をさせていただきます。

例えば、今、専門部会のほうでどういう案件をご審議いただいているのかという案件整理だったり、そのやり方については、またご相談をしながら進めさせていただきたいと思います。

会長 じゃあどうぞ。

委員 専門の形のご意見、あるいは関連する方のご意見や住民の方のご意見なんかを、特に今みたいに直接的にお話をしていただくというのは、大変説得力もあって、「うんうん」という感じで伺わせていただいた部分はたくさん

あります。

ただ、組織的な関連として、専門委員会とか、専門家会議的な部分というのは、都計審とか、そういうことで関係なく、この間も区はつくってこられているんだろうと思うんですよ。それは、過去にも事実ありましたので、そういった意味では、そういうところできちんとやっていただいて、そういうご報告を、そういう方からのご報告もありがたいし、同時に、区のほうからの一つの考え方だということでお示しいただくというやり方でも構わないし、要は、この都市計画審議会の内容がないがしろにされるという、この表現が適切かどうかわかりませんが、もう決定されたことのご報告みたいなものを受ける会議の場にはしてほしくないということがやっぱり一番大きくありますので、そういう点ではよろしく対応をしていただきたいということです。

終わります。

会長 どうぞ。

委員 ちょっと住民的な立場でのお話ということで、2040年でも、もちろん豊島区の住民はたくさんいるわけで、その人たちがどんなところに、どういうふうに住むかという、まちがどういうふうになるかというのは、私は今のところ想像できないんですけども、生活が楽しく、安全・安心でという、そういうポイントは常に考えていただいて、災害もそうですけども、そういうことを取り入れるような専門部会にしていきたいなと思います。

会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

委員 皆さんの意見を聞いていて、専門部会ということで、今回は東京都へのグランドビジョンに対しての意見を発信するというので、専門部会を設けることによって、それが臨機応変に対応できるということで、ただ、僕の認識不足なのかわからないですけども、今回、区の意見回答というのが、今、この前の副都心でも説明がありましたけれども、やった中で、これはみんな池袋を中心とした地域、池袋周辺のところだけが何か書かれているみたいなんだけれども、例えば、豊島区としてのまちづくりは池袋だけがまちじゃないし、もっともっと豊島区独自のまちというのはいろいろあると思うんだけど、その辺なんかは意見回答、そういうのはグランドビジョンをつくるに当たって、東京都のほうに意見を具申することはないん

ですか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 今回、大きな視点もあるんですが、第6章に、個別の拠点や地域の将来像というところがございます。その中には、今、ご指摘の池袋がございます。東池袋、西池袋を含めた池袋ということでございますけれども。そして、東方面につきましては、現在、大塚、巣鴨、駒込という東側の地域が記載されてございます。

区の意見として、今回、東長崎、椎名町も入れてほしいというような意見を申し述べているところでございます。意見番号につきましては、37番になっております。

そのような形で、区の西部、それから中央部、それから東部ということで、各拠点の魅力あるあり方について記載をしているところでございます。

委員 いいですか。

会長 はい、どうぞ。

委員 僕の勉強不足もあるんだけど、豊島区は、4割も木密地域を抱えている、23区の中でも非常に多くの木密地域を抱えているし、5路線、7区間の路線も特定整備路線ということで、やるわけですよ。それを2040年には解消して、豊島区は防災に強いまちみたいな、そういうイメージみたいなことをここに、もっともっと発信してもらいたいなという思いです。僕の勉強不足かもわかりませんが、そんな思いでおります。

以上です。

地域まちづくり担当部長 はい、事務局です。

会長 はい、どうぞ。

地域まちづくり担当部長 今の件について一言述べさせていただきます。

もちろん、木密地域の解消については、我々もここに盛り込みたいと思っております。先ほど、都市計画課長のほうから申し上げました意見番号の37番のあたりは、都市計画道路の172号線沿道でもまちづくりの機運が盛り上がっておりますので、こういったことをこの中に盛り込むことによって、さらに木密の解消が進むであろうというふうに予測しております。もちろん、2040年代までには、都市計画道路も当然でき上がっているはずですし、その沿道の木密地区も解消に向かって我々も全力を尽くしていきたいと考えておりますので、ご安心いただきたいと思います。

会長 どうぞ。

職務代理 今回のこの部会は、永続的にずっと設けるというものではないですね。基本的に言うと、東京都のほうで区域マスが今後出てくるでしょうと。それで、豊島区のほうは、豊島区都市ビジョンというものをくり上げています。それを調整すると言いますか、東京都のほうには基本的には豊島区の考えはこうなんだから、こういうふうにしてくださいというあたりの話があったり、何か新しいものが出てきたとすると、これはもう都計審全体の議論に恐らくなるんだと思うんですね。その調整的なところの話、これがひいては3方針のところにもあらわれる可能性はあります。そうすると、3方針のところに関しては、都計審全体で議論もされてきたんだけど、大枠のところ、これまで都計審のところ合意が得られているものに関して、東京都が落っことしてきたらば、そこら辺、こうあるべきじゃないですかというあたりの返事を、行政側のほうだけで答えていただいたんだけど、都計審のメンバーの一部も入って、回答はしますと。ただ、都計審本体のところには、こういう形で報告をしましたとかという事柄は出していく。仮に部会が出したものが本会のところで、おかしいという話になったら、ごめんなさいと言って、また東京都と交渉するのかもしれないけれども、基本的には、そこら辺の調整のところを中心で、おおむね2年くらいで、今回のこの部会は閉塞をしていくくらいのイメージかなというふうにも、お話を聞いていて思っているんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

都市計画課長 事務局でございます。

会長 どうぞ。

都市計画課長 今回の部会でございますけれども、先ほどの部会の設置案についてという中の(4)のところ、部会にお諮りする内容は限定列記をさせていただきます。今回のグランドデザインから派生する3方針、それか用途地域関係、都市計画諸制度の運用方針、こちらについてお諮りするということになっておまして、最初の1ページ目の運営規則の第8条の3項、付託された事項について、調整検討が終了したときには解散するものとするというふうになっておりますので、長くて2年、早ければ1年で解散ということかなというふうには思っております。

都市整備部長 ちょっと補足を。

会長 どうぞ。

都市整備部長 今、資料の4をごらんいただきましたけれども、資料1をごらんいただければと思います。

今、都市計画課長からご説明した内容と同じなのですが、見え方として、資料1のグランドデザインの下からごらんいただきますと、まず、29年秋以降（改定予定）となって、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、これが都市計画区域マスタープランと言われるものであります。これが都市計画決定を要するもの、決定権者は東京都になります。

左下をごらんいただきますと、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針等三つあります。これも都市計画です。レベルとしては区域マスと同レベルのいわゆる3方針と呼ばれるもの。これが都市計画になりますので、これに関する事前の調査も参ります。これに関して、その事前の調査の段階で専門部会の方々にご議論いただく。ただ、都市計画ですので、実際の都市計画決定のときは、また別の意見照会が来ます。豊島区の場合は、都市計画決定に関する意見照会が来たものに関して、行政だけで答えるのではなくて、これはもう過去から都市計画審議会に諮問して、意見を聞いて、それを返しているというやり方をしています。これは都市計画審議会がベースの運用になると思います。

部会については、先ほど申し上げましたように、事前の調査に関する考え方の整理であろうかというふうに思っております。

先ほど、中川委員からありましたけれども、基本的には、今、豊島区で行っていることについて、そのまま答えるのであれば、行政だけでもいいのかもしれませんが、それに関するいろんな知見、先ほど申し上げましたけど、豊島区が今後都政についてアピールするだとかということについて、さまざまな観点からご意見をいただくということも専門部会の中で役割かというふうに思っています。

先ほどの資料1の右側のほうですけれども、都市開発諸制度活用方針であったり、用途地域等に関する指定方針、指定基準、これは都市計画の内容ではありません。都市計画諸制度活用方針というのは、実際に都市計画諸制度を使うものというのは総合設計だったり、特定街区だったり、再開発等促進区だったりしますけれども、こういうものをやる時、どういう基準に基づいて、こういうボリュームを上乗せしようという基準にな

ります。それをどこの地域で、どういうことをやっていくのかというところまで書き込まれます。これもエリアが変わってきたり、拠点が変わってきたりしますので、これも改定されますので、こういうことに関する意見というのは、かなり専門的な意見になりますので、ぜひとも専門部会の中でご議論をいただくということだろうなというふうに思っております。

会長 よろしいのでしょうか。

いろいろな意見をいただきまして、まことにおっしゃるとおりだなと思いつつながら伺っておりました。

東京都がこういう都市づくりのグランドデザインを出してきて、ちょっと走りは拙速かなと、私も思っておるところがありますし、どうしても目立つところに目が行くように書かれているなということですが、細かく見ていくと、実はそうでもなく、一応網羅しているのかなという気もしないではありません。

今、資料3で説明いただいたグランドデザインの1の(2)というところに、区としてまとめていただいたのがあるんですけども、特に上三つ、広域的なレベルでの都市構造という中で、東京都は「中枢広域拠点域」という初めての言葉を入れたんですが、要するに「中核的な拠点」がたくさんあって、そういうゾーンですという意味なんですよね。その中の一つに間違いなく池袋があるだろうというのが、この一つ目の四角ですね。

それから、二つ目は、「集約型の地域構造」という言葉が都のほうのグランドデザインで出てくるんですが、資料2という概要の右側に絵があります。真ん中の絵が集約型の地域構造ということで出された絵で、これだけ見ると、えらい誤解が生まれそうな絵なんですけど、実はこれは東京都から地域構造と言っている言葉がいろいろ使われているんですが、これは実は豊島区の中はどんな構造にするのという意味なんですよね。各基礎自治体、区市町村で、それぞれの中をどういうふうに集約型でつくっていくの。つまり、人口が減少する時代ということも踏まえると、コンパクト型の都市づくり、地域づくりをどうしたらいいのでしょうかということを考えてくださいということに私はかかわっているんだと。つまり身近な地域で、誰もが活動しやすく、暮らしやすい豊島区をつくるにはどうしたらいいのかと。

ですから、G r と書いてあるのは緑地公園なんですけれども、将来的に

2040年、豊島区の中にこういう公園も含めた、少しコンパクト型の新しい都市構造、地域構造というのは、どういうふうにつくれるんでしょうかというようなことを、それぞれ考えていくというようなことが示されている。

これをよく見ると、よく点と線と面というんですけれども、これがそれぞれの拠点性を持った地区、それから、それを結んでいる地下鉄とか道路とか、そういう線があって、それが一つの軸をつくると。

さらに、全然目立たないんですけど、実は区民のほとんどは黄色いところに住んでいるんですね。ここは居住を誘導する地域と書いてあるんですが、そのことの説明なんてほとんどないんですけれども、そこが、実は一番大事なところではないかなというようなご意見が先ほど来もあったかなと思います。

よく点と線と面で地域は構成されるといううちの面についても、しっかりと考えて、どういう集約化を図っていくのか、近くに公園があったり、あるいは買い物の便がよかったり、そういうような集約型の地域構造と。

特に黄色いところに絡んで三つ目の個性に着目した地域づくりと。当然、赤いところは赤いところで個性があって、駅前がそれぞれ違うというようなまちにしようよというようなことはあるんですが、黄色いところも、どこへ行っても同じようなまちでは多分なくて、雑司が谷もあれば、さまざまな個性豊かなまちがあるわけで、その辺を個性に着目して、今後どういう地域づくりをしていくのかと。木造密集市街地の解消も、それぞれ地域らしいまちづくりとして解消されていくと。それぞれが我が町に誇りを持っていけるような、そういう方向性を考えると。

東京都はとてもそんなことは考えていないんですね。つまり、それは各区が考えるべきことですので、我々が多分そういうことを考えて、だからここはこうしたいんだよということを言っていくような場にしていかなければいけないんだろうと思っています。

オリンピックが入っているスケジュールのせいかもしれないんですが、すごい急ピッチですので、先ほど来、ご説明のように、少し考えたりしなきゃいけないことも出てきそうだとということで、専門部会を今回つくるとのことですが、専門部会で全部やるという話では全くなくて、むしろ、そういうような議論をこれまでの都市計画審議会でも、私としてはそうい

う運用をして、お願いをしてきたつもりなんですけれども、ただ「決まりました」の報告ではなくて、こういうことを考えているんですという中間報告をして、多くの方のご意見を伺いながら、専門的な知見も踏まえて決めていくと。そんなような手続は堅持したいと、可能な限り物理的な時間がありますので、時々飛ばすことになってしまうかもしれませんが、なるべくそういうことがないように進めていかなければいけないというふうに私も思っております。

と言いますのも、実は今年と来年2年ぐらい、こういう形で部会をやる。そうすると、2017年、18年なんですよ。豊島区の私たちの都市計画審議会の根本になっております豊島区都市づくりビジョンというのは2015年につくっているんですね。5年を節目で見直すとする、2020年なんです。実際には、17年、18年でいろいろと考えておくということが、2020年に5年目でもし見直しをすれば、豊島区都市づくりビジョン、つまり、豊島区の都市計画マスタープランを見直すための下地づくりというか、実質的なそこに継続していく議論なりをする場になっていかなきゃいけないと思っておりますので、そういう意味でも、可能な限り審議会で中間報告をしたり、いろんな場で多くの方の意見を伺いながら進めていくことになるだろうと。

これは区の判断ですけど、5年目で2020年に「都市づくり2020年」、それは恐らくポストオリンピックの豊島区をどうしようかという話にもつながっていくので、そういうふうに考えていくと、まさに少し先も見通しながら、将来を予見しながら、可能な限り、よりよい豊島区にしていくための新しい展開を少し始めませんというような提案なのかなと思っております。

これによって審議会の回数がふえて、委員の皆さんにも負担がかかるのか、専門委員の皆さんには審議会プラス部会で、もっとしわ寄せが来て、時間がかかるのか、それはわかりませんが、可能な限り、よりよい豊島の地域づくり、都市づくりに向かうような方向で進めていければなというふうに私も考えております。

そういう意味では、専門家もいろんな分野の専門家がいないといけないので、そんなことも含めて、少し検討すべきというか、考えなければいけないこともあるかなというふうに思っているところです。

ということで、一応、皆さんから部会をつくって進めるということについては、ご了解をいただいたご意見が多かったかなというふうに思っております。

そういう方向を踏まえて、事務局よりこれからに向けての提案を含めた少しまとめのご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。まとめの意見というよりも、今後どうするか、具体的に少し説明をまとめてくださいということです。

都市整備部長　じゃあ、すみません。

会長　はい。

都市整備部長　ありがとうございます。

部会については、今後、想定されるのは8月ごろにグランドデザインが策定されるということですので、その後、都市計画区域マスタープランの策定の過程でさまざまな意見が来ると思っていますので、次回、都市計画審議会の後にでも、これまでどうやってきたのかも含めて、まずは1回目をやりたいなと思っています。それ以降については具体的なものが来た段階でやりたいと思っています。よろしいでしょうか。

会長　はい。ということで、じゃあ、具体的な部会を次回動かすということは、きょう設置しないといけないということですか、そのことを。

都市整備部長　はい。申しわけありません。先ほどの部会の資料をごらんいただきますと、部会の設置については、ご承認をいただいたのかなと思っておりますが、部会の委員及び部会長については、先ほどの都市計画審議会の条例の第3条の各委員のうちから会長が指名するというふうになっておりますので、本日、そのご指名をいただきたいということと、後は部会の資料の裏面にあります、あらかじめ都市計画審議会から部会に付託をするわけですが、事務局といたしましては、裏面の4番、調査・検討内容について、これまで、本日ご説明した内容ですけれども、グランドデザインに関すること、都市計画区域マスタープランに関すること以降9項目ございますが、ここで包括的に付託をしていただいて、基本的にはこれから出てくる広域的な我々の上位計画となるものについて、専門部会のほうでご審議をいただくというふうにさせていただいて、基本的には、その関連事項が終わったら部会については解散ということで考えております。

会長　ありがとうございます。

それでは、ただいま整理していただきましたように、部会を設置するというので、部会のメンバー等については会長がということでございましたので、私のほうから少し案を出させていただければというふうに思っております。

部会を設置して、部会対応ということですが、先ほど来、申しましたように、回答期限に余裕がある案件については、なるべく、これは逆に言うと、余裕をつくって区から都市計画審議会へ諮問していただいたり、あるいは、都市計画審議会から諮問をするというような通常の流れを本流として進めていくと、そんなようなことを進めていけるように部会の運営をしていければというふうに思っております。

今、事務局より改めて説明していただきましたように、豊島区都市計画審議会条例第8条第3項の規定によって部会の委員及び部会長は、都市計画審議会の委員のうちから会長が指名するということになっております。つきましては、本日、この席で私のほうから部会の委員及び部会長を指名させていただきたいと思っております。

まず、審議会の委員のうち、学識経験者として任命されております中川委員、委員、長倉委員、委員、そして私を含めまして5名の委員を指名させていただきたいと思っております。

それと、先ほど、黄色いところ「居住を誘導する地域」、これがどうなっていくのか、どうするのが一番重要な課題ではないかと私も考えておりました、したがって、都市計画審議会の学識経験者の中に、いわゆる住宅に関する専門の委員がおられないということから、区の住宅設置に関して「住宅市街地の開発整備の方針」などの対応について、事務局より何かお考えがあるか伺いたいと思っております。

都市計画課長 住宅に関する学識の委員につきましては、豊島区の住宅対策審議会の学識経験者の委員でもあり、住宅マスタープランなどにも精通しております、定行まり子委員を専門委員として任命したいというふうに考えております。

会長 はい、わかりました。事務局より提案のありました、住宅対策審議会の委員をされております定行委員を含めて、最終的に6名の専門委員を指名をさせていただきます。と思っております。

また、部会長につきましては、中川委員にお願いしたいと考えております。

す。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

では、そのような形で部会を設置させていただいて、これからの展開をさせていただきたいと思っております。

定行委員には、また事務局のほうからお伝えさせていただいて、また日程等もお伝えいただければというふうに思っております。

以上で本日の議事は全て終わりましたけれども、最後に事務局より何か連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

都市計画課長 次回の都市計画審議会でございますけれども、9月22日金曜日の13時から、場所は豊島区本庁舎9階の第一委員会室において開催を予定しております。

案件につきましては、現在のところ「池袋駐車場整備地区の区域の変更及び豊島区駐車場整備計画の策定について」の報告案件1件を予定してございます。後日、正式なご通知をお送りさせていただきたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

会長 ありがとうございました。

それでは、第177回豊島区都市計画審議会を終わりたいと思っております。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会 午後5時02分)

<p>会議の結果</p>	<p>議案1(議第61号)可決 東京都市計画地区計画の変更について (南池袋二・四丁目地区)</p> <p>報告1 説明 都市づくりのグランドデザイン(素案)について</p>
<p>提出された 資料等</p>	<p>議案1に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料第1号 南池袋二・四丁目地区地区計画 都市計画変更手続きの概要 ・資料第2号 都市計画図書(計画書、総括図、計画図、理由書) <p>報告1に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料第1号 都市づくりのグランドデザイン策定までの流れ ・資料第2号 都市づくりのグランドデザイン(素案)【概要版】 ・資料第3号 都市づくりのグランドデザイン(素案)の概要と区の意見回答の概要 ・資料第4号 部会の設置(案)について ・参考資料第1号 都市づくりのグランドデザイン(素案) ・参考資料第2号 区市町村意見照会票
<p>その他</p>	